

令和2年11月臨時会

横芝光町議会会議録

令和2年 11月30日 開会

令和2年 11月30日 閉会

横芝光町議会

令和2年11月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（11月30日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
発議第1号の上程、説明	7
議案第1号及び議案第2号の上程、説明	8
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	10
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	11
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	12
閉会の宣告	14
署名議員	15

1 1 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和2年11月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日）午前11時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 発議第1号について（提案理由説明）

日程第 5 議案第1号及び議案第2号について（町長提案理由説明）

日程第 6 発議第1号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第1号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第2号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君

1 1 番	川 島	仁 君	1 2 番	川 島	富 士 子 君
1 3 番	鈴 木	克 征 君	1 4 番	鈴 木	唯 夫 君
1 5 番	八 角	健 一 君	1 6 番	川 島	勝 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	林 雅 弘 君	財 政 課 長	椎 名 雄 一 君
教 育 長	押 尾 良 晴 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市 原 通 雄	書 記	齋 藤 美 紀
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） 開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年11月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、議会事務局職員などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前10時59分)

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

15番 八角 健一 議員

1番 小倉 弘業 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承承
願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、10月2日に開催された令和2年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会について、
鈴木和彦議員。

[9番議員 鈴木和彦君登壇]

○9番（鈴木和彦君） それでは、去る10月2日に開催された令和2年山武郡市環境衛生組合
議会第2回定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提出された案件は、議案2件であります。

議案第1号は、令和2年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてで
あります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,894万2,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ9億1,294万2,000円とするものであります。

議案第2号は、令和元年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてで
あります。

歳入総額は8億7,356万3,669円。一方、歳出総額は8億2,752万8,736円で、歳入歳出差引
残額4,603万4,933円は、翌年度に繰り越すことになりました。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和2年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

[9番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、10月6日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年9
月定例会について、庄内賢一議員。

[8番議員 庄内賢一君登壇]

○8番（庄内賢一君） 去る10月6日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年
9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案4件であります。

議案第1号は、令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
であります。

歳入総額は10億5,096万1,037円。一方、歳出総額は10億2,711万1,972円で、歳入歳出差引

残額2,384万9,065円は、翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、横芝光町消防署建設工事設計業務委託について、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額を変更したく提案するものであります。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条文の条ずれを解消するため、所要の条文の整備をいたしたく提案されたものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであります。

本案は、新たに川口一弘氏を匝瑳市横芝光町消防組合監査委員に選任したく、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、10月19日に開催された令和2年東総衛生組合議会10月定例会について、鈴木輝男議員。

〔10番議員 鈴木輝男君登壇〕

○10番（鈴木輝男君） それでは、去る10月19日に開催されました令和2年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本議会に提出された案件は、議案2件であります。

議案第1号は、令和元年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定であります。

歳入総額は7億91万6,143円。一方、歳出総額は6億5,841万9,220円で、歳入歳出差引残額4,249万6,923円は、翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、東総衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、新たに遠藤保明氏を東総衛生組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和2年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 鈴木輝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、11月17日に開催された令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 去る11月17日に開催されました令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案6件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、これを報告し、承認を求めるものです。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選出監査委員の任期の満了に伴い、新たに千葉市議会議員の段木和彦氏を選任するものであります。

議案第3号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は25億8,849万6,308円。一方、歳出総額は23億1,413万730円で、歳入歳出差引残額は2億7,436万5,578円となりました。

議案第4号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は6,572億8,087万3,526円。一方、歳出総額は6,479億5,470万8,251円で、歳入歳出差引残額は93億2,616万5,275円となりました。

議案第5号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,772万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,944万7,000円とするものであります。

議案第6号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78億8,138万7,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ6,600億1,028万3,000円とするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、発議第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 発議第1号について、提案理由説明を申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をご覧くださいと思います。

本発議案については、議会運営委員会において、委員全員の賛同を得たことから、会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、町議会議員の期末手当の支給割合をこれに準拠して引き下げるため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

具体的な内容は、お配りしてあります新旧対照表に記載のとおり、期末手当を算出するために乗じる数値を、第1条関係の本年12月分は100分の225を100分の220に改め、第2条関係については、令和3年6月と12月分の期末手当は100分の220を100分の222.5に改めるものであります。

なお、施行期日は、公布の日から、ただし、第2条の規定は令和3年4月1日です。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第1号及び議案第2号を一括議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 本日ここに、令和2年11月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき、誠にありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第1号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じ、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により職員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

以上、提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第1号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりにつきましては1ページから、黄色の議案関係資料につきましても1ページからとなりますので、併せてご覧ください。

本案は、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく、提案したものでございます。制定の概要につきましては、議案関係資料1ページに記載してございますので、ご確認をいただければと思います。

それでは、議案つづり3ページをお願いしたいと思います。併せて議案関係資料2ページもご覧いただきたいと思います。

まず、第1条で、令和2年度の改定を規定しておりまして、第3条第2項中100分の225を100分の220に改めるとし、令和2年度は12月期を0.05月分引き下げるものであります。

第2条で、令和3年度の改定を規定しており、第3条第2項中100分の220を100分の222.5に改めるとし、令和3年度は6月期及び12月期の期末手当を2.225か月とするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

まず、ピンクの議案つづりは5ページからとなります。黄色の議案関係資料は4ページからとなりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

本案は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく、提案したものであります。制定の概要については、議案関係資料4ページに記載してございますので、ご確認をお願いします。

それでは、議案つづり7ページをお願いいたします。併せて議案関係資料は5ページからとなりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第1条及び第2条で、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を規定しております。

第1条では、令和2年度の改定を規定しております。第24条第2項及び第3項中100分の130を100分の125に改めるとし、令和2年度は12月期の期末手当率を0.05月分引き下げるものであります。

第2条では、令和3年度の改定を規定しており、第24条第2項及び第3項中100分の125を

100分の127.5に改めるものであります。令和3年度は6月期及び12月期の期末手当の率をそれぞれ1.275月とし、年間月数2.55月とし、現行の年間月数2.60月から0.5月分引き下げるものであります。

第3条及び第4条で、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を規定しております。

第3条では、令和2年度の改定を規定しております。第8条第2項中100分の130を100分の125に、100分の170を100分の165に改めるとし、特定任期付職員に係る令和2年度の12月期の期末手当率を0.05月分引き下げるものであります。

第4条では、令和3年度の改定を規定しており、第8条第2項中100分の125を100分の127.5に、100分の165を100分の167.5に改めるものであります。令和3年度は、特定任期付職員の6月期及び12月期の期末手当率をそれぞれ1.675月とし、年間月数3.35月として、現行の年間月数3.40月から0.05月分引き下げるものであります。

なお、参考に、会計年度任用職員の期末手当につきましては、横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により、一般職の期末手当の支給割合に準じていることから、今回の改定に合わせ引き下げることとなります。

それでは、議案つづり7ページをご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行するとしております。

なお、今回の給与改定に伴う補正予算案につきましては、最終補正予算において調整をさせていただきます。影響額につきましては、議会議員、特別職及び一般職全体で約600万円の減額を想定しております。

以上、議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、発議第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） すみません。確認も含めてちょっとお聞きしたいんですが、議案関係資料の、黄色の議案関係資料の4ページのところで……。

○議長（鈴木克征君） 山崎議員、発議でございます。

○6番（山崎義貞君） 申し訳ありません。

○議長（鈴木克征君） ほかにございませんか。

〔「ありません」「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第1号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） すみませんでした。それでは、議案第2号について質問させていただきます。

この黄色い議案関係資料の4ページのところで、改定による影響額の概算として、一般職として540万円。それから会計年度任用職員の影響額として28万5,000円のマイナスということ、合計で568万5,000円の減額ということになっています。このところで確認なんです、一般職にこれ影響する人数、一般職の人数と、それから会計年度任用職員のこの人数、人員数、ここを教えてくださいなんですが。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 申し訳ございません。ちょっと詳細な人数については、ちょっと今、資料が持ち合わせございませんので、一般職、約200名で、会計年度任用職員につきましては、それぞれの課に配置しておりますので、概数については、人数については、後ほど資料として提出をさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（林 雅弘君） ああ、そうですね、はい。いずれにしてもちょっと人数については今、持ち合わせがございませんので、後ほど資料として提出させていただきます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。それでは、その人数に関しては、後で報告をお願いしたいと思います。いずれにしてもそれなりの、全一般職の職員が対象になるということによろしいのでしょうかね、そのところは。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 全ての一般職の職員が対象になるということで間違いございません。

〔6番議員「ありがとうございます」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 討論ですか。

〔「討論、お願いします」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、議案第2号、横芝光町の一般職の給与に関する条例の反対討論をいたします。

私は、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場から討論を行います。

令和2年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会による勧告は、例年とは異なり、期末手当のみを引き下げるものとなっております。勧告では、現在の一時金、年間支給月額のうち、0.05月分を期末手当から削減するとしています。

私は、町職員の給与削減には反対の立場です。

それは、地方公務員の給与は、地域の民間企業で働く労働者の賃金の指標になるわけで、公務員給与が下がれば民間も下がる。民間が下がればまた公務員給与が下がるという悪循環につながります。労働者全体の賃金の底上げこそが必要で、引下げは地域経済にも悪影響を与えるものだからです。

10月7日に出された人事院勧告は、その報告の中でこのように言っています。限られた要員の下で、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などに対応してきており云々、業務量に応じた要員を確保する必要があると。

これは、当町においても同じことが言えるのではないのでしょうか。このような状況下で、

一時金の削減を行えば、職員のモチベーションが下がり、住民サービスの低下につながってしまうのではないのでしょうか。削減額が小さいからとか、人事院や人事委員会の勧告だから仕方ないというのではなく、払うものはしっかり払って、町民のためにしっかり仕事をしてもらう。これこそが町民の要望だと思います。

そのことを申し上げて、本議案に対しての反対討論とします。

○議長（鈴木克征君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私は、議案第2号について、賛成する立場から討論いたします。

本案については、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告に基づく、期末手当の支給割合を引き下げるという内容であります。人事院及び千葉県人事委員会の勧告は、公務員の給与水準を民間のボーナス支給割合と均衡させることを基本としながら、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的としています。

人事委員会を持たない当町としては、給与等に関する専門調査機関である国の人事院及び千葉県人事委員会の勧告を尊重すべきであると考えます。

このような理由から、私は議案第2号に賛成をいたします。

○議長（鈴木克征君） これにて討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 以上で本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年11月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 八 角 健 一

議 員 小 倉 弘 業